

府中市生涯学習審議会（平成21年度第9回） 会議録

1 日 時 平成22年3月29日（月）午後2時～4時

2 場 所 府中市役所北庁舎3階第3階会議室

3 出席者（敬称略）

（1）委員14名

加藤 佑子、坂本 明美、澤井 幸子、設楽 厚子、芝 喜久子、白井 紀子、  
鈴木 映子、寺谷 弘壬、奈良 覚、野本 京子、平形 芳郎、比留間 一磨、  
三宅 昭、山内 啓司

（2）職員5名

糸満教育長、齋田文化スポーツ部次長（兼）生涯学習スポーツ課長、  
山村生涯学習スポーツ課生涯学習推進担当副主幹、市ノ川企画係長、大木

（3）傍聴1名

高橋 成忠

4 開会

（1）教育長よりご挨拶

こんにちは。教育長の糸満純一郎です。昨年、「第2次府中市推進計画の具体化に向けて」ということで、私どもから諮問させていただきました。中間の答申をいただけるということで、府中市の生涯学習について、日頃からみなさまにご尽力、ご指導をいただいているわけですが、私もここでファシリテーター等の言葉を初めて聞いたわけですが、市民が学んだことを市民同士で返していくのは、本当に大切なことだと思います。ただ具体的にどうしていくのか、ある意味で非常に難しいことでございます。皆様方に審議いただいたと聞いておりますが、どういう形で具体的に進めていったら良いのか答申を参考にさせていただきながら、また私どもと事務局と相談させていただきながら、がっちりスクラムを組んで今後、府中市の生涯学習推進を進めていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたしたいと思っております。本日は本当にありがとうございます。

5 中間答申の提出

芝会長、比留間副会長より教育長へ受け渡し、芝会長より説明。

私たち審議会は諮問を受けまして、推進基本目標につきまして「現状」、「展開」、「課題」と考察してまいりました。特に急を要する対象者として団塊の世代に焦点をあて、学び返しの趣旨を踏まえ討議いたしました。この学び返しを展開するために重要なことは、地域を繋ぐ担い手であるファシリテーターの存在であるこ

とがみえてまいりました。また府中市の伝統文化の伝承もしかりでございます。そして各世代の学習活動、場の提供、きっかけ作りのためにも「府中市学校教育プラン21」との連携も必要不可欠という形がみえてまいりました。それらの施策を推進していただきたく、中間答申を提出させていただきました。しかし、まだ生涯学習センターの指定管理者制度等、まだまだ課題は山積しております。またこれから1年かけて答申してまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

～教育長退席～

## 6 傍聴について

## 7 連絡・報告事項

(1) 配布資料の確認

(2) 報告事項

都市社連協定期総会について

4月17日(土)に開催。社会教育委員の出欠確認。

出席：芝会長

## 8 審議事項

来年度に向けて、次のとおり意見交換が行われた。

[意見の趣旨]                   ：委員       ➡：事務局

先ほども中間答申でまだ課題が残っていると話したが、生涯学習センターの指定管理者制度の導入について、また皆さんに検討、討議をしていただき。推進計画の具体的検討もまだまだ具体的にはなっていないので、共に検討する形をとらせていただきたい。今まで通り、全員で検討、討議していったほうがいいのか。あるいは、指定管理者制度という新しい項目がでてきたので、それに関して小委員会を立ち上げて、2つのグループで話し合いを進めていって最終的に1つの答申にもっていくという形をとるか、相談させていただきたい。ただ、指定管理者制度については、一度、全員で勉強したほうが良いと思うが、いかがか。

指定管理者制度というのは、いわゆる政府ないしは行政が民間に対してどのように委託しているのかが中心になっているが、この中で話し合いをすとなれば、ど

んなところまで話し合いをしたらいいのか分からない。私の意見としては、行政側の方針がしっかり決まっていないと、具体的にどういう形でというのが分かりにくいと思う。その点で、どの検討課題をもって来るかで、中身がだいぶ変わってくると思う。

その際に行政では、生涯学習センターの指定管理者制度の導入については、もう決まっているのか。

- ➡ 「行財政改革プラン」を政策総務の方で作っていて、全市的な方向性として、平成19年12月に最初の行財政改革プランができて、その中で行財政の効率化の一つの方法として民間活力を導入するとしている。その一つに指定管理者制度の導入がある。その中で美術館等いろいろな施設の中に生涯学習センターも候補にあがっている。その時に生涯学習センターは、平成22年度を目標として指定管理者制度を導入することを目標とすると載っているが、実際には、導入が遅れているという形になっている。

平成22年度中に第1次行財政改革プランの見直しがされる予定で、すべて計画通りいくわけではないが、おそらく7月か8月に政策総務の方から照会がくと思うが、それに応えて生涯学習スポーツ課の方でも生涯学習センターに指定管理者制度を取り入れるのか、取り入れないのか、取り入れるとすればいつまでに取り入れるか結論を迫られている状況にある。審議会の皆さんにお諮りしたいのは、するかしないかの判断をしていただきたいのではなく、するとすれば、どういうところを民間に任せていいのか、あるいは、これは絶対に市でやるべきだということを議論してほしい。学習センターの業務としては、学習事業、施設の部屋貸し、体育施設の運営、ボランティアの育成と協働等いろいろある。それぞれについて、これは民間に任せるほうが効率よくいくのではないかとか、あるいは行政の方でやった方がいいとか、あるいは民間でやった方がいいけれども行政でしっかりチェックしてやっけていかないといけない等、中身ごとについてご意見いただきたい。そういう意味でご検討いただきたいと思っておりますし、できれば6月、7月くらいに大筋の話をまとめていただければと思う。

導入する部分の内容の仕分けの検討を審議会でしていくということですね。

今の話ですと、6月、7月くらいまでにとということだったので、それを先に私たちが討議して、ある程度の回答を出さなければならない。

先ほど言っていた、2つの分けるといよりは先にそちらをやった方がいい。その際に仕分けをするのに詳しいことはやると思うが、どういうものがあるのか知らないなので、そのあたりは事務局の方から提示していただかないと答えようがない。

- ➡ 4月に入ってから指定管理者制度がどういうものなのかということと、こういう

ものが適するのではないかという審議をしていただく材料は次回以降に提示する。

いずれにしても今までどおり1ヶ月に1回だと4回しかない。7月までに結論を出すわけだから。

ですから、後半の時間を削っても手前で多く回数を持つことは可能なのか。

- ➡ 5月に休みがあったり、皆様のご都合もありますが、少し回数を増やすのもやむを得ないと思う。

先ほどでたが、効率化の最大の目的というのは、費用の削減にあるのか、あるいは参加者数にあるのか、数ではなく質的に高めていくというのか、よく分からない。

今おっしゃったように、指定管理者制度について把握していなかったが、要するに行政と民間業者がタイアップしていくというものなのか。

私たちも分からない部分があるので、4月に学ばせていただく形をとる。4月は事務局の方から指定管理者制度について説明していただく。

もし、他に議題がなければ今日お話をうかがって、頭の中でまとめていきたい。

- ➡ お手元にアンケートがあると思いますが、これは2009年9月11日から24日の13日間において、生涯学習センターにおいて、リピーター等、普段利用している方が中心になるが、525名の有効回答があったアンケートを実施した。その中で、学習センターへどのような交通手段で来ているのか、所要時間など基本的なことが書かれているが、問5を見ていただくと「学習センターが民間活力の導入について知っているか」について、「知らなかった」のは292名、「知っていた、聞いたことがある」は208名ということで、ほぼ半数以上の方が知らなかったということが分かる。裏面にいって問8、9で今後の学習センターで取り組んで欲しい内容、学習センターがどういう施設であってほしい等の将来的なビジョン等も聞いている。もし良ければ、このアンケート結果について話しながら、指定管理者制度の概要と皆さんにお話していただきたいことについて、もう少し掘り下げていってお話させていただくということによろしいか。

(一同了承)

- ➡ まず問1の「本日学習センターへは何でお越しになりましたか」について、一番多いのが「自転車」の37%。それから「徒歩」が13%、それから意外に少ないのが「ちゅうバス」の9%で、京王バスの方もいるので、「バス」は10%くらい。あと多いのは「自動車」の33%。つまり半分強が「自転車」か「徒歩」で来ている。バスを含めても40%の方が近隣と考えられる。「自動車」、「電車」ということは、もちろん市内の方もいると思うが、遠くの方だと思う。

それから「自宅から学習センターまでの所要時間は」ということで、「5分以内」が9%、「6～10分」が19%、「11～15分」が13%、「16～20分」が1

1%ということで、20分以内という方が全体の約50%を占めていることになる。それから問2の「利用頻度」について、「週1、2回」来ているという方が51%、「週3、4回」という方が14%、「ほぼ毎日」という方が2%で、60%以上の方がリピーターというか、つまり近隣で徒歩、自転車または、バスで週1回以上通っているという方が67%以上いるというふうに考えられます。そのように分析するとリピーターが多く活用しているというふうに分析できる。

それから「来館目的」について、「温水プール・トレーニング室等の個人利用」が多い。温水プールは2時間400円で今やっているし、それからトレーニングルームについても200円で利用していただいている。それに健康づくりのために来ている方が多くいる。それから「市の主催講座への参加」も多く、年間90講座以上で、回数にすると600回近くセミナー、いわゆる教養セミナーと実技セミナー、それからスポーツセミナーという形で実施している。歴史、文学、社会といろいろと講堂で行う講座、それから研修室で行う講座、それから美術、パソコン、陶芸を含めた実技講座。それから温水プールがあるので、アクアピラティスや水中ウォーキング等の健康講座をやっている。そういう形の利用が非常に多い。

それから「自主グループ活動への参加」については、今府中市には市全体で1400以上の社会教育関係団体が登録を行い、いろいろな趣味などのグループの仲間が自主グループとしてある。学習センターを定期的に利用しているグループで、200くらいあると思うが、社会教育関係団体の登録を見ていると、減免措置があるということもあり、非常に多くの方が学習センターで社会教育関係団体の活動を行っていただいている。

それから地下の音楽室や小ホールでは、踊り、太鼓の練習、音楽、カラオケ、合唱等のグループがいる。太極拳や社交ダンスをやっているところもある。

2階には、パソコン学習という形でパソコン室とか、そういった関係のグループもいるし、3階には美術、水彩画、水墨画、陶芸、木工などやっている。そういうことで、これらの目的の利用者が非常に多いです。それから意外に多いのが図書館利用である。これはあとで詳しく説明する。それから毎年9月にやっている生涯学習フェスティバルに来られる方もいた。

それから問4の「開館時間」については、午前9時～午後10時とかなり長く開けているが、「適当である」という方が非常に多く、「早くしてほしい」や「遅くしてほしい」という方よりも「今のままでいい」という方が圧倒的に多い。

そういうことを踏まえまして、つまりリピーターが多い、社会教育関係団体やプールなどの健康利用、学習センターがやっているセミナーの参加が多いなかで、指定管理者制度の導入の方法について、今の市が直営でしているものから民間活力を

利用する方法を知っている方がどれくらいいるかというのと、知らない方が多い。知らない方が約300人で、知っている方が約200人というのが現状。

ここでは、民間活力の導入や指定管理者制度の導入がどういうことなのか。なかなか一般にはイメージがないので、何をそこで期待するのか、どういうことが期待できるのかという質問で、一番多かったのが民間活力、指定管理者制度を導入すると、市が直接やるよりも新しい学習サービス等の独自事業が提供できるのでないかと期待している方が多くいる。逆に言えばこういうことをやってほしいということ。

次に利用料の値下げを期待している方が多い。後から説明するが、本来なかなかそうは行かない部分があるが、一般からすると利用料を値下げしてほしいという期待があることが分かる。それから3番目には「生涯学習案内・相談・情報提供などのサービスレベルの拡大と向上」について、施設としてもマネジメントというか、そういう接客・接遇を期待されている方が3番目に多い。最後に我々が挙げた、「コストの効率化」、いわゆる先ほどご指摘のあった行政の事務の効率化、コストや人員が少なくすむといったこと。そういう効率化や行政コストの削減を期待している方も多いと言える。

それから問8で、そういうことも含めながら「学習センターでさらに充実してほしい施設」としてどういうものがあるかというのと、意外にも一番多かったのは「レストラン」だった。レストランは本来、学習センターの施設目的とは少し違うが、案外こういうところが一番多く出ている。これは今のレストランに対する不満ということも含めて、もっと良くして欲しいということだろう。レストランは今、行政財産の目的外使用ということで、目的はあくまでも学習するための施設なので、レストランはあくまでもそのための手段である。

その次に多いのが「温水プール」で、先ほどの利用目的のところと絡むが、もっと温水プールを充実してほしいということだった。それから図書館が3番目、パソコン学習室、トレーニング室というふうに行く。これも先ほど申しましたリピーターの方が強く言っていることだと思う。

そこで一つ質問。プールに関しては、具体的にどのような要望があるのか。

- ➡ 具体的には、利用料をもっと安くしてほしい、あるいは高齢者料金を設けて高齢者には減免してほしい、あるいは2時間単位を1時間単位にしてほしい等、さまざまな要望がある。それから6コースあるが、競泳用の練習で使いたい方、ウォーキングで使いたい方、スポーツ団体の利用、アクアピラティスや水中ウォーキング等府中市主催のスポーツセミナーの利用、障害者の方でリハビリとして使っている方等というふうには、温水プールと一口にいても介護予防やスポーツの用途等さまざまなので、それを一緒にしているので皆さん不満があると思う。なかなか解決するの

は難しいが、時間やコースを分けてさまざまな用途で使えるよう調整している。

ひきつづきまして、問9の「学習センターが今後強化すべき機能として、どれを優先すべきだと思いますか」について、ダントツに多いのが「誰もが参加したくなるような講座メニューの充実など、魅力ある事業の企画、立案」で、これは先ほどいったが、問6で一番多かった「新しい学習サービスなど独自事業の提供」とかぶる。やはり学習センターは今言ったとおり、施設貸しの部分もあるし、直営で学習事業係がやっているセミナーがあるが、事業を無くすのではなく、部屋貸しだけにするのはなく、学習センターの方からセミナーを積極的に提供してほしいという要望が根強いとわかる。今までの意見として、施設があればいいとか、講座メニューがなくてもいいという意見も一部にはあったが、やはりアンケートをやってみると、機会を設けることも不可欠だとよくわかる。まずは内容だと言える。

最後に問10「学習センターの将来イメージ」について、いくつか挙げたが、「カルチャーセンター」、「スポーツセンター」、「市民大学」、「青少年の居場所」等、それぞれあるが、圧倒的に多いのが「生涯学習と社会教育の拠点」で、一番オーソドックスというか、学習センターは基本的な生涯学習の拠点としてのイメージがふさわしいと思っていることがわかる。以上でアンケートの結果報告をした。

指定管理者制度について言うと、設置条例で決まっている学習センターの目的というのは今の生涯学習ができる、あらゆる世代のあらゆる人が学習でき、生きがいを見出す、生活を充実させることのできる場所という設置目的がある。この部分は条例で決まっているので動かない。その目的を達成するためにどのようにすれば一番いい運営ができるかということで、直営だけでなく民間の力を活用する、つまり指定管理者制度を導入することも検討しなさいということが、地方自治法で平成15年に改正された。

あくまでも目的のための手段として、行政や職員がそこにいるよりも、例えば民間の会社が行政の目的を達成するために、やった方が効率的なのではないかということが法律に定められていて、それを検討するということが定められている。従って、そのために民間の会社がやった方が効率的かつサービスを向上できるというふうに考えられるかどうか。ただ単にコストを削減するだけではだめで、コスト削減して尚且つ高度な行政サービスを提供できるというふうに判断できれば、どういふところに任せられるか選定しなければいけない。それは、例えばNPOであってもいい。民間企業でもいい。財団でもいいという形で、一般的には原則、公募で、その中から次は選定する形になる。そしてまた選定するために選定委員会を設けなければいけないが、そのためにはどういう基準で選定するとか、どういう募集要項をつけるのが課題になってくる。選考基準を決めるのが主管課の仕事になるので、

今言った設置条例の目的にそった選定基準をこれから検討しなければならないし、選定基準を検討するためにも、この部分は行政でやるべきで、これは民間を含めた外に出してもいいだろうというところを分けなければいけない。

単純に今考えているところをざっくりばらんに言うと、例えば施設を貸す、運営する、受付をやる、警備をやる場所については、今でも委託に出している。委託で民間の会社にやってもらっている。この部分は指定管理してもらっても構わない部分だと思う。より効率的になると思う。受付、警備、施設の管理など機械的にできる場所。ただし、ここでやっているような生涯学習審議会を開くとか、社会教育関係団体の登録をすることか、平和啓発活動をするとか企画係でやっているような社会教育が強い事業については直営でやるべきだろうと思う。

今、中間的に検討しているのは学習事業の提供の部分で、今言ったセミナーが90講座以上600回くらいやっていると言ったが、教養セミナーやスポーツセミナーや実技セミナーがあると言ったが、その部分が民間でもできるのか、あるいは独自性をだすために直営でやるのか、グレーゾーンだと思う。それからもう一つは悠学の会の代表として山内さんに審議会に出ているが、ボランティアの育成、市との協働の部分についても完全に民間にというわけにもいかないと思うので、そういう市民との協働を図る、ボランティアを育成する、あるいは市民企画講座とか、悠学の会の生涯学習ボランティアがやっているところの企画とか、市民と一緒にやっていこうというところについては、やはりこれも民間がそのままやるというわけにはいかないと思う。ただし、今民間の方でそういうことを実施している会社もあるので、ここはまるっきり直営でなくてもいいと思う。そのグレーゾーンのところをできれば、今一通り言ったが議論していただければ一番いいと思う。

今いろいろ説明いただいたが、アンケートについて質問はあるか。

地域性というのがわからないが、生涯学習センターを利用している地域がどこからどこまでなのかが分かると良かった。というのは、今の学習センターの場所的な問題からどうしても文化センターと同じような役割で終わってしまっているのではないかと。というようなことが懸念されているので、どれだけ遠くから皆さんは利用されているのかが気になるところで、非常に良い資料だと思う。

➡ 町とかそういうことか？

そうです。

➡ 推測するとすれば、先ほど副主幹が言ったように、徒歩何分とかそういうところから読み取るしかない。先ほど委員さんの言ったとおり地域の文化センターという意識を持っている方がいるかもしれない。

文化センターがあってはいけないというのではなく、生涯学習センターを知らな

い人がいる。東の方の人は知っているが、府中駅から西の人は知っている人は少ない。地域差がある。行く方法としては自転車で30分くらいかけて行くか、ちゅうバスで行くかになる。そうすると行きたくても面倒というところになる。そういうふうにする人も地域にはいる。そういう意味では場所が東に片寄っているから、それをどう来てもらえるか。

同じく女性センターも多摩川の辺にあるが、そういうことであっても事業によっては、いろんな工夫をしながら集まってくる。ですから今回もハードの面は出来あがっているから、ソフトの面で魅力ある講座がほしいから、いろいろな情報をキャッチしながら立ち上げていったらいいと思う。

各文化センターでいろいろなことをしている。西部地区は中河原や四谷が近いが、生涯学習のことを知っている。最初のころはよく大学の講座等に通っていた。学習センター以外のすごく魅力ある事業をしていったら違ってくると思う。それから女性センターが中河原にできたときは本当に利用者が少なかったが、口コミでPRしていった。生涯学習センターはちゅうバスの回数が少ないので、交通の便でもったいない。内容を検討しながらやっていくと利用者が多くなるのではないか。宿泊施設があることをもっとPRすれば、地域の婦人の団体さんや老人会が利用するのではないか。

～休憩～

➡ 先ほどからお答えさせていただいているが、分かりやすく言えば郵政民営化みたいなものだと思う。民でできるものは民でやるということで、なぜ官ばかりがやらなければならないのか。民でできることは民でという流れがある。その少し前に指定管理者制度が注目されていて、同じくらいの時期にNPO法人の制度もできて、NPO法人で業務を引き受けるという流れもあった。一方では、官から民へというのは、公務員の数減らそうという目的があった。府中市役所でも今約1300人の職員を減らすような指導が国からきている。職員を減らすためには、仕事を辞めるわけにはいかないのだから、民間に任せられるところは任せようとしている。大きな流れの中の指定管理者制度が平成15年に民間でも公の施設を管理することができる法律が改正されたのは、当然その流れの中に決まっていたことだと思う。今府中市でも芸術劇場、郷土の森、ルミエール府中、佐久穂町の市民保養所、伊勢丹の地下駐車場も指定管理して大きな会社をお願いしてやっていただいて、唯一、単独で市から補助金が出ないで、当初の目的のように独立採算という形で指定管理をやっているのは駐車場だけ。年間何千万と収益が上がっている。ただ他のところは黒字が

でているところは無く、委託と同じような形で指定管理料を払ってお願いしている。当然、生涯学習センターも同じような形になる。今まで指定管理というのを議論していたのは、だいたい行政側の発想で議論していたと思う。例えば行政がお願いした有識者の方に集まっていただき、どういう形にしていっていいかとか、最終的にお願いする団体がどういうところにするか、決めるような会を作っている。学習センターの指定管理を決めるのに審議会にお願いするのは、市民の立場に立って市民が使いやすいように、民間の活力を使って実際にできるのかどうか、市民の立場として議論していただければ、今までの指定管理とは違った意見をいただけると思う。そんな専門的な細かいところまで踏み込んでいただく必要はないと思うが、こういうものは是非、市職員にやってもらいたいところがあるとか、ここは業者の人にも対応できるとか、ここは指定管理するにしても専門的なノウハウを持ったNHKさんのような業者さんにとか、そういうところをアドバイスの形も含めて、答申いただければいいと思う。これから皆さんと議論していただくなかで、違った方向も出てくるかもしれないが、そんな形で考えているので、これから4、5、6、7月と大変短い期間だが、検討方法について分科会を作るとか、月の回数を調整しながらやっていくとか、そういうご意見をいただきながら進めさせていただくので、よろしくお願いしたい。

今、次長より詳しくお話いただきましたので、内容が分かってきたと思う。それでは自由にご質問いただく形にしたいと思う。

生涯学習の拠点として生涯学習センターが府中市全市を網羅するという事で出来たと思うが、何を中心に各文化センターに発信していくのか疑問に思っていた。学習内容の配信を府中市の隅々まで行き渡るにはどうすればよいか考え、是非、公平な学習環境を創ってほしい。大人、子ども、高齢者に学習の機会を提供してほしい。生涯学習センターで出来る事は何かをもっと真剣に考える時に来ているように思う。指定管理制度に移行する時は各文化センターのスクリーンで同時視聴又は、配信システム可能にした状況で委託してほしい。今出来る事は学習センターでの良い講座を各文化センターでも利用できるように地区公民館担当職員に情報の提供をすることでしょう。

これは行政に質問ですが、あるいは委員の方でご存知であれば教えていただきたい。このような生涯学習センターが、府中市だけでなく日本中にあちこちあるわけだが、直営でうまくいっているケース、あるいは民間活力を導入して成功しているケースがあれば教えていただきたい。

➡ それぞれ問題はかかえているようで、何箇所か私と副主幹で行っていて、都内も含めて千葉は流山市。元々は青年の家だったところを生涯学習センターという形で

最近始めた。近隣だと中野区に行った。

➡ 何を基準に成功とするのか。

利用者が大勢いるかどうかを基準になると思う。

➡ 人数について、前と後でどうだったかという話をしたが、そんなには変わらない。若干良くなったと聞いている。あとその施設の経った年数によって随分違う。ある程度年数が経って指定管理が入って、その前と劇的に変わったかというところ、そんな事例はない。流山の場合には、青年の家を学習センターにした直後に指定管理が入ったので、最初から何も無い状態から始めたので、劇的に利用者は変わっている。比較は難しいところで、率直に言って私どもでいくつか回ったところの感想を言わせていただければ、たしかに指定管理になると職員が若返ったり、若い人が多かったり。なぜかと言うとアルバイトとか社員じゃない人が施設の重要なポストについていることが多い。つまり雇用の関係からいうと、要するに給料を安くおさえて人を圧縮して、その部分が全体の効率化なのかなと思う。若い人がいるので、融通がきいたり、スピードが速かったりと、良いのだが、それが長くそこで勤めていただけるかというところと安定的な面のこととかで長期的には不安という気がした。今、若くて明るくなっていいと判断するか、雇用面で長期的に不安定だから良くないと判断するか、なかなか難しいところで、そういう心配はある。つまり、デメリットとしてはあまり長期的な安定は望めない、メリットとしては短期的な効率化を図れる。

➡ 補足すると3～5年くらいが今までの指定管理者の1回の指定管理期間だが、場合によっては10年とかあるが、制度が入ってから丁度今が見直しの時期なので、3年5年スパンで人を雇って育てるところが、民間の事業者からしても非常にリスクが高い。3年後5年後に再度確実に指定管理者として管理をやらせてもらえるなら、10年以上のスパンを見て人を育てることもできるが、そうではなく、時間が経てば経つほど新しいノウハウが出てくるので、確実にとれるという保障がないので、どうしても契約社員の方とか、人の圧縮的な部分に繋がってきってしまう。

➡ さらに補足ですが、昨年の資料で申しますと平成21年5月1日現在で、23区内で8区が、港区、文京区、台東区、墨田区、荒川区、足立区等と生涯学習センターがあるが指定管理をしているところは4区で、ただし、ほとんどが指定管理しているとはいっても財団とか元々委託だったところが指定管理を受けている。それから多摩地域26市の中で生涯学習センターを持っているのは5市1町で、その中で指定管理しているのは調布だけで、ここも財団ということで、生涯学習センターと名前がついているところで、民間でというところを探すと、流山市とか中野区とかいくつかあるが多くはない。

その管理部分の状態というのは、受付等ハードに絡むソフトな部分と丸きりソフ

トな部分と2つある。指定管理として実際にうけるのはハードなソフトな部分なのか、例えば部屋を貸して部屋の管理をするとか、こういう部屋がいつ空いているか受付したりするのか。生涯学習としての生涯学習の方向を見据えた企画とかいうのは指定管理ではないですね。

- ➡ ただ、カルチャーセンター的なあるいはシルバー人材センターなど、ある程度マニュアル化できるような事業については、指定管理者でもできると思う。今委員が言ったように独自性のあるものとか、長期的に見たものとか地域的なものとかは業者ではできないということ。

指定管理の民間の方たちは、社会教育の専門的な勉強をして、その中にいるということはあるのか。

- ➡ 中野区は社会教育主事がいて、ルートマネージャーのような感じで何箇所か回りながら企画を考えている。流山もいて、地域の会合とかにでていた。元々土壌がなかったのが、管理者の方が進んでそういう打合せ等に出て、宣伝がてら、やっていたら人が集まってきた。中野区の場合は学習相談なんかも受けられるような形をとって、ボランティアの方たちとも連携相談の対応をできるようにしている。それを市がやるべきなのか、民間がやるべきなのかは議論が必要だと思う。

今現在、生涯学習センターに張り付いている職員は何人いるのか。

- ➡ 16人です。

全部市役所の職員なのか。

- ➡ 詳しく言うと施設係、企画係、学習事業係とあって、施設係は私が係長を兼任しているが、歳入として部屋貸し、駐車場、プール利用、受付、そういうのを毎日入ってくるのを計算して集計をとるというのをやっている。それからいろいろ業者に委託している。委託している業者を指導したり、情報交換したり、そういうような業者の監督、指導をしている。それから設備など備品類の管理とか、基本的なところは委託しているが、それを今度は買わなければいけないとか修理しなければいけない部分については、うちの契約を通してやるので事務作業がある。

それから企画係は社会教育的な平和啓発事業、公民館事業とか、憲法講演会、障害者に交流事業のあすなろ学級等いろいろな社会教育的な事業がある。社会教育関係団体の登録等を企画係でやっている。それは生涯学習審議会の開催を含めて直営でないとできない。

それから学習事業は先ほど言ったグレーのところ、セミナーが年間90講座600回あり、そのセミナーの中にも自分たちで作りに上げているもの、NHK学園に委託しているもの、市民の方の市民企画講座等いろいろな形でやっている。学習事

業係が6人、企画係が4人、施設係が5人で合わせて15人で、今休職しているのも合わせると16人。

もう一つ大きな事業があり、スポーツの関係で平成20年度から移ってきたが、体育指導委員の会合を開いたり、スポーツ関係の教室の取りまとめ、指導者派遣事業等いろいろなスポーツ関係の事業を、体育課でやっていた事業の3分の1か4分の1ぐらいに当たるが、学習事業の方でやっている。本当は7人のところを実際6人でやっているの、負担は大きくなっている。15人働いているとはいえ、学習センターだけの事業ではなく、全市的な事業もけっこうたくさんあるので、そういう意味では職員は多いと思っていない。

ありがとうございました。それから先ほど配っていただいた資料について説明をお願いします。

- ➡ 今、指定管理者制度に関するガイドラインを市で作ってあるが、その一部をコピーしたもので、指定管理者制度の概要となっており、先ほどの説明と重複するが、公の施設について民間業者、NPO団体に頼める事を可能とする制度であり、平成15年の地方自治法の改正によって創設された制度です。下の表にあるように、設置条例の目的を達成するために一つの手段として、いままで管理委託制度という手段を広く適用していたが、それに変わって指定管理制度をとるようにとでている文書で、それが総務省の通知でして、その比較をしたものが表になっている。

管理委託制度というのはどういうことかということ、あくまでも主体が市や県等、公共団体にある。指定管理については市の出資団体に限らないということで、民間事業者等、幅広い団体でできる。ただし個人は除く。ここが大きな違いで、地方公共団体や公共団体が出資している団体に限らず、民間団体も含めて管理運営主体になるというところが、すごく大きな違いになる。同時に指定管理の場合はその主体を決めるのに議会の議決が必要なので、市で勝手に決めていいわけではない。

それが主体の問題で、業務の範囲については難しいところなので、権限と業務の範囲ということで一応言うが、管理委託制度の方は地方公共団体との契約に基づき、具体的な管理の事務又は業務の執行を行う。また施設の管理権限及び責任は、地方自治体が引き続き有するとういうことで、基本的には自治体の方の権限と責任でやるということで、直営でやる事業の一部を委託するということになる。指定管理の方は基本的に管理権限を指定管理者に委任するので、地方自治体は管理権限を行使できない。委託の場合は業務を直接市のほうでもできるが、委任してしまうと直接の権限はなくなる。指示はできるが直接携われない。ただ最終的な責任は公共団体の方にある。

条例で規定する内容については委託の条件、指定管理に関する規則とか条例があ

るが、指定の手続き、指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲ということで、これが条例の方で規定されている。法的性質については、委託は契約になり、指定管理者制度の方は行政処分の指定という形になる。法的なことは詳しく説明できないが、委託契約と行政処分は違うということだけ説明する。議会の議決によって業者が決まれば、その後指定管理者の協定書というものを作ります。契約の場合だと仕様書等を作るが、指定管理の場合は協定書と違って分厚い本を作る。委託業務と指定管理者制度は違うということだけ、覚えていただければいいと思う。

ありがとうございました。今、管理委託制度と指定管理制度について説明いただいたが、その違いを分かったうえで。

基本的にレストランは委託なのか。

- ➡ レストランはまた話はややこしいが、レストランは「行政財産の目的外使用」となります。行政財産は目的が条例等で決まっています、学習のための施設なので、レストランは学習とは言えない。そういう意味で目的外で使用を許可するという形で、レストランの業者に入ってもらっている。

それは変わらないのか。こちらが何か言っても。

- ➡ もし、指定管理になったらレストランも指定管理業務が可能で、外すことも可能。
- ➡ レストランの場合はいろいろやり方があって、トータルで一社が請け負う場合といくつかの事業者が協力してやる場合と、一社が請け負って、尚且つその下の会社がやる場合がある。決め方については、例えば利用料について、今までは市が決めていたが、ある程度上限を決めた中で事業者がいくらと決められるようなやり方もある。どこで事業者が儲けをだすか、例えば部屋の利用料を下げる代わりに受講料を増やすとか。委託だと市が決めたとおりにやらなければならない。指定管理は、指定管理を受けた事業者側がある程度決めて工夫をする。

郷土の森とか芸術劇場も指定管理制度が導入されているということだが、傍から見て劇的に導入する前と後で変化したところ、例えば公演内容が変わったとかあるのか。

- ➡ 先ほど次長の方から言ったが、文化振興財団という財団が従来から運営していた。財団は市が出資している財団なので、それが指定管理者制度に移行したということなので主体は変わらない。ですから、郷土の森とか芸術劇場とかグリーンプラザはそのまま移行しているので、変わっているわけではない。
- ➡ ただ、5年くらい前にお願いしていた文化振興財団に任せたが、もしかして5年後には民間が入ってくるかもしれない。市としては、変わったところを見せて欲しいと言っている。実態としては指定管理者制度になったから、自分たちの給料が1割増えるとかそういうことは無いはずだから、大きく変わることはないのかも

れない。

なんか天下り先という感じがする。

でも管理者の方たちは独自の行事を自分たちで一生懸命考えている。ルミエールではグリーンプラザの管理者と同じ財団が委託されているが、ルミエールは独自で音楽会を開いたり、市の中でサウンドフェスティバルをやったり、お金の出所はどこからきているか分からないが、そういう事業をするための努力はやっている。

- ➡ でも結局、年間でこれだけやるようにときているので、その中で民間として努力をして、見てきたところは全部そうだったが、施設が壊れても直せないのも、そういうのは問題だと思った。指定管理料というのは、例えば1億なら1億預けたその中でやっていただく。民間としては効率化してやっていけば、儲けが自分のところで取れるし、逆に人が来なくて赤字になっても自分たちで何とかしなければならない。特に施設の補修については苦労されている。

その他に聞きたいことはあるか。今結構、指定管理について聞いたので、また次回に向けて質問等もってきていただけたらと思う。次回、こんな資料があるといいというのはあるか。あるいは話していただけたらもっと理解しやすいというのはあるか。

先ほど、いろいろ見学してきたとのことだったが、一箇所だけに委託するのではなく、ソフト面は今までやっていた人たちにやるとか、一般市民の人がソフト面を受けるとか、管理面は今学習センターでやっている受付とかを民間に委託するとか、施設・設備はやっぱり専門的なところに委託してうまくいっている例を知りたいと思う。

- ➡ うまくいっているというのはどういうことを指すのか。
- ➡ 途中で破綻しないで5年間やっているとするなら、ほとんどのところがうまくいっている。

ソフト面だけなら人が少なければ受講料を上げるとかできるが、備品が壊れたとか使い勝手が悪くて、結局利用率が下がってくるというのは専門的な人に頼んだ方が有効だと思う。自前で修理できるとか。

- ➡ 結局、問題になっているところは老朽化している。

なので、老朽化しているところと比較しないといけない。最近できて指定管理者制度に移行しているようなところは簡単に移行できたかもしれないが、私が91年から92年に府中市の生涯学習検討委員会をやったときは、府中市の人口と同じくらいの人口のところで、できたてのところを見にいったことがある。たまたま姫路市の人口が同じで生涯学習センターといういいものを作ったということで、見にいったが今はどうなっているのか知らない。聞いてみてもいいが、おそらくその当時、

指定管理者制度はないから、府中の生涯学習センターと同じように出発したと思うが、そこからどのようにして苦労してうまくやってきたか、あるいはうまくやっていないかという比較があった方がいい。おそらくどこも努力していると思う。

見に行ったところでも結局、老朽化で壊れたところに関しては指定管理料ではやりきれないので、市との協議で何とかやっているとのこと。生涯学習センターも16年経っているので、もうすでにガタがきている。そういうことも含めて指定管理がそう関わってくるのかが重要だと思う。

あと、先ほど言っていた、文化センターに配信ができたらというのも将来的に入れられたらいいと思うが、文化センターは指定管理になって違う事業者が入った場合に、お互いの協定書に同じことが入っていないとできないので、そういったところでの将来的な権限としてはお互いに検討できるような体制を作ってほしいというようなことを入れるのもいいことだと思う。

姫路市は、ある段階まで割とうまくいっていたようだが、その後はどうなっているのかは分からない。資料を取り寄せる。

- ➡ 今お話しがありましたように、うまくいっているという判断基準を利用人数だけで判断するのか。府中は宿泊施設があるが、そこは利用率が悪く、プールも一時期ガクッと落ちてしまっていて、市内に様々な施設が充実してくれば充実してくるほど競合して利用率が下がってくるという場合もある。実際に生涯学習センターで安定的にいいのは図書館で、企画というのは難しいし、指定管理者制度になってどう変わったかというのも直接利用者の声を聞いている例はない。やはり利用者の数とか、いかに業者が行政側とうまくやっているかで判断されるので、なかなか難しい。出来る範囲で資料をそろえていく。

たしかにそうだと思う。市民性もあると思う。

地域の文化性もあると思う。例えば姫路には姫路城があるから、その歴史研究等で人間が集まる。府中もあると思う。それから姫路市には今は姫路独協大学があるが、その前はほとんど大学がなかったので、神戸大学等が協力をしてくれて、いい講師がすごいプログラムを作ってくれたので良かった面もある。地域や人口によって違う。究極的には人数を大勢導入して、うまく導いて安くできればいい。

その前に、流山市や中野区がグレーゾーンと呼ばれる部分をどのようにしているのか実態を知りたい。

それに関連して、生涯学習センターで催し物や講座をやっているが、その企画をするのは市役所の企画係なのか。

- ➡ 学習事業係です。

成功、不成功の例がかなりあるのではないか。

- ➡ 基本的には10数年やっているのので、先ほど言った90事業は淘汰されてきている。定員が20人で、10人以下しか来なければ来年はやらない。例えば講堂で300人定員で100人切るようだと厳しい。毎年見直しをして人気がない講座は無くなっていくし、人気がある講座は続いていく。

この次の審議会までに講座の一覧表がほしい。

- ➡ 見やすくして提供する。

会長、副会長に提案だが、指定管理者制度についてはだいたい分かったので、次回は半分に分けて声をもっと出しやすいようにしたらどうか。

次回は資料等あるので、その次からの方がいいかもしれない。次回は全体でさせていただきたいと思う。

グレーゾーンといわれている学習事業係がやっている仕事内容等の資料は用意できるか。

- ➡ 用意します。

## 9 その他

次回開催日程について、以下の日程で開催する事が決定した。

全体会：4月26日(月)午後2時～

府中市役所北庁舎3階 第3会議室